（照会先）
独立行政法人国立病院機構
関東信越グループ担当理事部門
参事（人事担当）　塚　野
人事係長　　野　口
電話：03-5712-3101（内線 715）

令和７年１１月１９日
独立行政法人国立病院機構
関東信越グループ担当理事部門

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第９２条第１号及び第４号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事　　項	内　　容
事案の概要	平成２８年６月から令和６年８月の期間中、介護老人保健施設にて無許可で看護業務に従事し、月額約１０万円から１２万円の報酬を受け取る兼業（有報酬）を行ったものである。
処分年月日	令和７年１１月１９日
処分量定	職名　：　看護師（４０歳代　男性） 量定　：　減給